

○さいたま市徘徊高齢者等探索サービス事業実施要綱

平成13年11月14日

告示第593号

改正 平成18年3月31日告示第325号

平成20年9月12日告示第950号

平成22年6月28日告示第838号

平成26年9月29日告示第1387号

(趣旨)

第1条 この告示は、徘徊高齢者等を在宅で介護する者に対し、探索サービスを行うことにより、徘徊高齢者等を在宅で介護する者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として行う徘徊高齢者等探索サービス事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「徘徊高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 市内に住所を有する満65歳以上の高齢者で認知症による徘徊行動があるもの
- (2) 市内に住所を有する初老期における認知症の者で市長が特に必要と認めたもの

2 この告示において「探索サービス」とは、徘徊高齢者等の早期保護及び安全の確保を図るため、徘徊高齢者等に探索端末機を所持させ、当該徘徊高齢者等を在宅で介護する者からの探索依頼に基づき、位置情報探索装置による位置情報を提供するサービスをいう。

(一部改正〔平成18年告示325号〕)

(利用対象者)

第3条 探索サービスを利用できる者(以下「利用対象者」という。)は、市内に住所を有し、徘徊高齢者等を在宅で介護する者とする。

(利用の申請)

第4条 利用対象者は、探索サービスを利用しようとするときは、徘徊高齢者等探索サービス利用申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(利用可否の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、徘徊高齢者等探索サービス利用可否決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした利用対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、利用対象者に探索端末機を貸与するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条第1項の規定により探索サービスの利用を認められた者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、徘徊高齢者等探索サービス利用変更（辞退）届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者又は徘徊高齢者等の申請内容に変更があったとき。
- (2) 徘徊高齢者等が老人福祉施設等に入所又は病院に3月以上の入院をしたとき。
- (3) 徘徊高齢者等が死亡したとき。
- (4) 探索サービスの利用を辞退するとき。

(目的外利用の禁止)

第7条 利用者は、第1条の目的に反して探索サービスを利用してはならない。

(利用決定の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、探索サービスの利用の決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者又は徘徊高齢者等が市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により探索サービスの利用の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、探索サービスの利用を継続することが不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により探索サービスの利用の決定を取り消す場合は、徘徊高齢者等探索サービス利用取消通知書（様式第4号）により、利用者へ通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた利用者は、貸与された探索端末機を返還しなければならない。

(費用の負担)

第9条 利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。ただし、当該費用の額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額を負担するものとする。

- (1) 探索サービスの開始に係る事務手数料、登録料等の2分の1に相当する額
- (2) 月額利用料として、探索サービスに係る月額の総費用の10分の1に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、費用の負担を要しないものとする。

- (1) 利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者であるとき。
- (2) 利用者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及

び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者であるとき。

(3) 利用者の世帯全員の市県民税が課されていないとき。

（一部改正〔平成20年告示950号・22年838号・26年1387号〕）

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日告示第325号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月12日告示第950号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条から第8条までの規定による改正後の告示の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付に係る部分に限る。）は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月28日告示第838号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月29日告示第1387号）

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

はいかい
徘徊高齢者等探索サービス利用申請書

年 月 日

さいたま市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
はいかい
徘徊高齢者等との続柄

はいかい
徘徊高齢者等探索サービスを利用したいので、次のとおり申請します。

徘徊 はいかい 高齢者等	フリガナ	-----	男	生 年 月 日
	氏 名		女	明・大・昭 年 月 日生(歳)
	住 所	電話番号 ()		
	緊 急 連 絡 先	(住 所) (氏 名)	電話番号 ()	
利 用 事 業 者 名				
現 在 の 状 況	1 要 介 護 認 定(無・要支援・要介護1・2・3・4・5) 2 ペースメーカーの利用(有・無) 3 生活保護等の受給(有・無) はいかい 4 徘徊及び身体 の 状況			
利 用 者	フリガナ	-----	男	はいかい 徘徊高齢者等との続柄
	氏 名		女	
	住 所	電話番号 ()		
徘徊 はいかい 家族 の 状 況	氏 名	年齢	続柄	備 考(勤務先等)
	1			
	2			
	3			
	4			
市 記 入	受付場所	区役所() 在宅介護支援センター()		
	課税状況	市民税(課税・非課税)	受付番号	

様式第2号(第5条関係)

徘徊高齢者等探索サービス利用可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



年 月 日付けで申請がありました徘徊高齢者等探索サービスの利用について、次のとおり決定しましたので通知いたします。

サービス利用の可否		承認します ・ 不承認とします
利用者	住所	
	氏名	
徘徊高齢者等	住所	
	氏名	
事業者名		
(不承認の理由)		

※ 次のような、変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

- (1) 申請内容を変更するとき。
- (2) 老人福祉施設等に入所するとき。
- (3) 病院への入院が3月を超える見込みのとき。
- (4) 探索サービスの利用を辞退するとき。
- (5) 徘徊高齢者等が死亡したとき。

様式第3号(第6条関係)

徘徊高齢者等探索サービス利用変更(辞退)届

年 月 日

さいたま市長

届出者 住所
氏名
電話番号
徘徊高齢者等との続柄

- 徘徊高齢者等探索サービスの申請事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。
- 徘徊高齢者等探索サービスを辞退したいので届け出ます。

変更及び届出事項		変更前	変更後
徘徊 高 齢 者 等	<input type="checkbox"/> 住所		
	<input type="checkbox"/> 氏名		
	<input type="checkbox"/> 電話番号		
	<input type="checkbox"/> 緊急連絡先		
	<input type="checkbox"/> 施設等へ入所又は入院	入所・入院日(年 月 日)	
	<input type="checkbox"/> その他		
利 用 者	<input type="checkbox"/> 住所		
	<input type="checkbox"/> 氏名		
	<input type="checkbox"/> 電話番号		
	<input type="checkbox"/> その他		

※ 上記項目の1又は2を○で囲み、該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第4号(第8条関係)

はいかい
徘徊高齢者等探索サービス利用取消通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長



はいかい
次のとおり、徘徊高齢者等探索サービスの利用を取消しいたします。

はいかい
1 徘徊高齢者等

住 所
氏 名

2 取 消 理 由

様式第1号（第4条関係）

（一部改正〔平成20年告示950号〕）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第8条関係）